

桶川市民間保育所等補助金交付要綱

(平成15年12月10日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下この項において「法」という。)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所その他保育施設(以下「民間保育所等」という。)の運営改善及び新たな保育事業促進の助成を図ることを目的に、民間保育所等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金交付規程(昭和30年桶川市規程第4号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の対象となる事業、経費、補助金の額は、別表に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

(補助申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする民間保育所等は、桶川市民間保育所等補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年度、別に定めるものとする。

(交付決定の通知等)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、可否を決定して、桶川市民間保育所等補助金交付決定通知書(様式第2号)により、民間保育所等に通知するものとする。

(変更交付申請)

第5条 補助金の交付決定を受けた民間保育所等(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとする

ときは、桶川市民間保育所等補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（変更交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、可否を決定して、桶川市民間保育所等補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告の提出要求）

第7条 市長は、補助事業者に対して、必要な場合において、補助事業の遂行状況報告を書面で求めることができる。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、会計年度終了後1月以内に桶川市民間保育所等補助金完了実績報告書（様式第5号）により、市長に報告するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年1月20日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月31日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月31日市長決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 桶川市認定こども園事業費補助金交付要綱（平成26年3月7日市長決裁）は、廃止する。

附 則（令和2年3月11日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年8月5日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月10日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年2月2日市長決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 桶川市保育士資格取得支援事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則（令和5年9月6日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

	補助対象事業	補助対象経費	基準額
1	延長保育促進事業	延長保育事業に要する経費	国庫（県費）補助基準額のとおり
2	一時預かり事業	一時預かり事業に要する経費	
3	一歳児担当保育士雇用費	1歳児4人につき保育士1人の割合での配置に要する経費	県費補助基準額のとおり
4	乳児途中入所促進事業	年度途中に入所する乳児に備えて年度当初から乳児担当保育士等を雇用するための経費	
5	障害児保育事業	障害児担当保育士雇用に要する経費	
6	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得等支援事業	保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得に要する経費	
7	保育士宿舎借上げ支援に係る事業	労働環境等を整備するための保育士等用の宿舎借上げに要する経費	桶川市保育士宿舎借上支援事業補助金事務取扱要綱（令和2年8月5日市長決裁）のとおり
8	保育補助者雇上強化事業	保育士の勤務環境改善のための保育補助者の雇上げに要する経費	桶川市保育補助者雇上強化事業補助金事務取扱要綱（令和5年2月2日市長決裁）のとおり

9	物価高騰対策事業	物価高騰により運営費が増加する中で、保育の質を維持するために要する経費	県費補助基準額のとおり
10	その他市長が必要と認めた事業	市長が事業に必要と認めた経費	市長が認めた額

様式第1号（第3条関係）

桶川市民間保育所等補助金交付申請書

年 月 日

桶川市長

法 人 名

施 設 名

所 在 地

代表者氏名

年度桶川市民間保育所等補助金の交付を受けたいので、桶川市民間保育所等補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交付申請額 金 _____円

様式第2号（第4条関係）

桶川市民間保育所等補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付で申請のあった 年度桶川市民間保育所等補助金について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付の可否 可 ・ 否
- 2 交付決定額 金 _____円
- 3 支払方法
- 4 交付条件 この補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

様式第3号（第5条関係）

桶川市民間保育所等補助金変更交付申請書

年 月 日

桶川市長

法 人 名

施 設 名

所 在 地

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年
度桶川市民間保育所等補助金について、その後の内容変更により、申請を
変更したいので、桶川市民間保育所等補助金交付要綱第5条の規定により、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

- | | | | |
|---|---------|---|--------|
| 1 | 変更交付申請額 | 金 | _____円 |
| 2 | 既交付決定額 | 金 | _____円 |
| 3 | 差引き過不足額 | 金 | _____円 |

様式第4号（第6条関係）

桶川市民間保育所等補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで変更申請のあった 年度桶川市民
間保育所等補助金について、次のとおり決定したので通知します。

- | | | |
|---|---------|-----------|
| 1 | 交付の可否 | 可 ・ 否 |
| 2 | 変更交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 3 | 既交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 4 | 差引き過不足額 | 金 _____ 円 |